

綾瀬市発注工事の入札における開札後の疑義申立てについて

令和3年8月17日

綾瀬市が発注する工事に係る競争入札において、開札後に受け付けている疑義の申立て制度の概要は、次のとおりとなりますので御注意ください。

1 落札保留

疑義申立期間中は落札候補者決定を保留します。なお、疑義申立期間を設ける案件は、市契約主管課が発注する工事の入札案件とします。

2 落札予定額及び工事内訳書の閲覧

開札後、電子入札システム（以下、「システム」という。）の保留通知の理由欄に落札予定額及び内訳書ダウンロードパスワードを通知します。内訳書は、開札後、にシステムの入札情報サービスシステムの（工事）入札公告の該当案件添付書類よりダウンロードしてください。開札前は、ダウンロードできません。なお、原則として単価表は、閲覧できません。

- ・土木系工事・・・・・・・・内訳書
- ・建築系工事・・・・・・・・種目別内訳書、科目別内訳書

3 疑義の申立

(1) 疑義申立ての対象

自らの入札額積算根拠との差異に基づくもので、設計書を確認しないと判明しない事項を対象といたします。なお、公告時に公表している単価抜き設計書や、質問期間中に確認できた事項については、疑義申立ての対象となりません。

(2) 疑義申立期間

保留通知の発行から開札日の翌日（土曜日、日曜日及び祝祭日並びに年末年始を除く。）の正午までとします。

(3) 対象者

当該工事案件について、入札書を提出した者（以下、「入札参加者」という。）のみとします。入札辞退や入札書不着の場合は、対象となりませんので注意してください。

(4) 疑義申立方法

内訳書内容について、疑義の申立てを行う場合には、市契約主管課窓口で入札

参加者であることを社員証等により示したうえで、別紙「疑義申立書」（第1号様式）及び「その根拠資料」を契約主幹課窓口へ提出して下さい。

4 疑義申立期間終了後の落札候補者の決定

疑義申立てがない場合は、疑義申立期間終了後、すみやかに落札候補者の決定を行います。

疑義申立てがあった場合、しばらく調査期間を要しますので、入札参加者全員に「疑義申立内容調査のため」とする保留通知をシステムにより発行します。この通知から次に当該案件に対する落札候補者決定通知又は入札無効による不調通知がシステムにより発行されるまでの間を「疑義申立内容調査期間」とします。

5 疑義申立てへの対応

(1) 設計に誤りがなかった場合

調査の結果、設計内容に誤りが無かった場合には、入札を有効とし、疑義申立書提出者に調査結果及び入札の効力を連絡します。

(2) 設計に誤りがあった場合

調査の結果、設計額に誤りがあることが判明した場合は、入札を無効とし、入札参加者全員に設計誤りの内容及び入札の効力を連絡します。

6 再度公告入札の執行

(1) 設計の見直しについて

設計誤りがあったため無効とした入札の再度公告入札の執行にあっては、誤り部分を訂正します。

(2) 入札執行の方法について

無効とした入札の再度公告入札は、「無効とした入札の参加資格の認定を受け、かつ入札書を提出した者であること」を入札参加資格要件とする条件付一般競争入札とします。無効となった入札時に入札辞退や入札書不着であった場合には、再度の入札に参加できませんので注意してください。また、この場合の見積期間は、建設業法で認められた範囲で短縮することがあります。

7 その他

入札への疑義申立ての内容及び調査の結果、この対応によるのでは公正妥当な事後処理とならない場合には、当該疑義の内容等を踏まえて適切に対応するものとします。